

(設置)

第1条 景観法(平成16年法律第110号)第8条に規定する景観計画(以下「景観計画」という。)の策定について、住民の意見を反映させるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、玉名市景観計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 景観計画の策定業務の内容の調査及び研究に関すること。
- (2) 景観計画の内容の検討に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観計画の策定に係る重要事項の検討に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した委員15人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 市長が認めた団体の構成員
- (4) 公募による者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事務が終了するまでの期間とする。ただし補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 委員会に、第2条に規定する事項について調査及び研究を行うため、部会を置くことができる。

- 2 部会員は、委員長が指名する者をもって充てる。
- 3 部会に部会長1人を置き、部会員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、会議を招集する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。
- 6 部会長は、部会の調査及び研究の結果を委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、建設部建設課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(施行時の会議の招集)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行後最初に関開く委員会の会議については、市長が招集する。